

No	項目	質問	回答
1	公券要領 2. 補助対象事業	「eスポーツ大会」の定義は。	「eスポーツ」は「エレクトロニック・スポーツ」の略称で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称と定義しています。 「eスポーツ大会」は、イベントや催し物など異なり、競技ルールに基づいて勝敗や順位を決定する競技大会を指します。
2	公券要領 2. 補助対象事業	ストリーマーなどのゲストを招いて行う対戦企画は、「eスポーツ大会」に含まれるか。	観客やゲストとの交流、盛り上げるための演出を主目的とした対戦企画については、大会ではなくイベントと認められるため、本補助金の補助対象事業に含まれません。
3	公券要領 2. 補助対象事業	予選と決勝のラウンドに分かれている場合、決勝だけでなく予選も補助の対象となるか。	予選も補助対象事業に含めることも可能ですが、公券要領「2. 補助対象事業」に記載の要件（オンラインでの想定観客数が1日当たり1,000人以上）を満たすことが必要です。
4	公券要領 2. 補助対象事業	予選がオンラインで実施される場合、その費用は補助の対象となるか。	大会の一部をなす場合であっても、オンラインのみで開催される大会（ラウンド）は、本補助金の補助対象事業に含まれません。
5	公券要領 2. 補助対象事業	毎年開催しているイベントの中で新規に対戦企画を実施する場合、本補助金の対象となるか。	大会に関し、既存・新規の別は問いませんが、補助対象経費については、その大会に直接必要な経費としてイベントと区分することとなります。
6	公券要領 2. 補助対象事業	ペイ・パー・ビュー（※）による閲覧者数は、想定観客数に含まれるか。 ※特定のコンテンツに料金を支払って視聴するシステムのこと。	オフラインでの想定観客数を要件としているため、想定観客数に含まれません。
7	公券要領 3. 補助対象となる対象者 (申請できる者)	他者が主催する特定のイベントにブース出展し、ブース内でeスポーツ大会を行う場合、補助の対象となるか。	本補助金は、大阪府内で大規模eスポーツ大会を開催することにより、当該大会への参加・観戦を主目的として来阪する観光客の増加を図ることを目的としています。 他社主催のイベントにおけるブース出展については、誘客の効果が他社との間において明確にならないことから、本補助金の目的に合致するとはいえず、補助対象になりません。
8	公券要領 4. 補助対象経費	補助対象経費について、大会運営に関する人件費や大会の企画・運営業者等への業務委託費、大会のために制作する画像・映像、運営マニュアルなどは含まれるか。	いずれも「4. 補助対象経費」に該当しないため、補助対象経費に含まれません。
9	公券要領 4. 補助対象経費	補助対象経費について、「機材の運搬車両費」「機材や備品の設置・撤去にかかる人件費」も補助対象経費に含まれるか。	「機材の運搬車両費」および「機材や備品の設置・撤去にかかる人件費」は、補助対象となります。ただし、いずれも事業の実施に直接必要な経費であること、かつ他の経費と明確に区分でき、証拠書類等により金額が確認できるものである必要があります。
10	公券要領 11. 実績報告・補助金の確定	想定観客数について、実際の観客数が計画を下回った場合、どうなるのか。	補助額の減額もしくは補助金の交付を取り止める可能性があります。詳細は、公券要領「11. 実績報告・補助金の確定（4）その他留意事項」をご確認ください。